

第61回徳島県高等学校総合体育大会カヌー競技要項

- 主催** 徳島県高等学校体育連盟 徳島県教育委員会 徳島県カヌー協会
- 後援** 徳島新聞社
- 主管** 徳島県高等学校体育連盟カヌー専門部
- 1 期 日** 令和3年6月5日（土） 9：00～（雨天決行）
- 2 会 場** 那賀郡那賀町川口ダム湖カヌー競技場（とくしま・なかカヌーセンター）
- 3 競技規定** (社)日本カヌー連盟競技規則による。但し、本大会規則は別に定める。
- 4 競技種目** カヌースプリント（500m）
- ・男子 JK-1, JK-2, JK-4
JC-1, JC-2, JC-4
 - ・女子 JWK-1, JWK-2, JWK-4
JWC-1（公開競技）
- 5 競技方法** 個人対校予選・本戦を行う。
- 6 引率・監督**
- (1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の教職員、もしくは実習主任または実習助手とする。個人の場合は校長の認める学校の教職員、もしくは実習主任または実習助手とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、徳島県高等学校体育連盟会長に事前に届け出る。
 - (2) 監督・コーチ等は、校長の認める指導者とする。また、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入し、その証明書（コピー可）を総体申込用紙に添付することを条件とする。
 - (3) 監督の複数校兼任は認めない。
- 7 参加資格**
- (1) 徳島県高等学校体育連盟に加盟する学校の生徒であること。
 - (2) ア 平成14（2002）年4月2日以降に生まれた者とする。但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。
イ 学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は同一競技3回限りとする。
 - (3) 転校後、6カ月未満のものは参加を認めない（外国人留学生もこれに準ずる）。但し、一家転住など、やむを得ない場合は、徳島県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りではない。
 - (4) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の混成は認めない。
 - (5) 統廃合の対象となる学校については、統廃合完了前2年間に限り当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
 - (6) 学校教育法第1条に定める高等学校（中等教育学校後期課程を含む）以外の学校については、徳島県高等学校体育連盟会長から参加が認められた者とする。

- (7) 外国人留学生の参加制限については、団体・個人共に制限しない。
- (8) 分校は専門部規定により単独で参加できるが、全国・四国大会予選に関しては種目別要項による。
- (9) 上記以外は全国高校総体・四国高校選手権大会要項に準ずる。

【大会参加資格の別途に定める規定】

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、徳島県高等学校体育連盟の大会参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
 - (1) ア 徳島県高等学校体育連盟の活動の目的を理解し、それを尊重すること。
 - イ 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあっては、学齢、就業年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。
 - ウ 各学校にあっては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失することなく、運営が適切であること。
 - (2) ア 徳島県高等学校総合体育大会要項を遵守し、競技種目別大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際しては、責任ある学校の教職員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害・賠償責任保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
 - ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

8 表彰 個人優勝者には賞状・メダルを、2位、3位には賞状を授与する。

9 参加申込 申込は所定の用紙に記入し、2部作成の上、下記宛申し込むこと。

- (1) 申込締切日 令和3年4月30日（金） 必着
- (2) 申込先 〒771-5209 徳島県那賀郡那賀町小仁字大坪179-1
徳島県立那賀高等学校内 松田 勇輝 宛
- (3) 全校加盟していない学校は、参加生徒1名につき1,300円（登録金800円と高体連部員負担金500円）を徳島県高体連事務局に納入すること。

- 10 その他**
- (1) 安全基準に満たない者は出場させない。
 - (2) ライフジャケットは必ず着用すること。
 - (3) パドルに関しては個人所有のものも認める。

- 11 感染症対策**
- (1) 日本カヌー連盟「新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大予防ガイドライン」（別紙）に基づいて大会を実施する。
 - (2) 参加者は、健康チェックシート（別紙）を記入し、大会当日に本部へ提出すること。
 - (3) 新型コロナウイルス感染状況により、大会は無観客で実施する場合がある。